

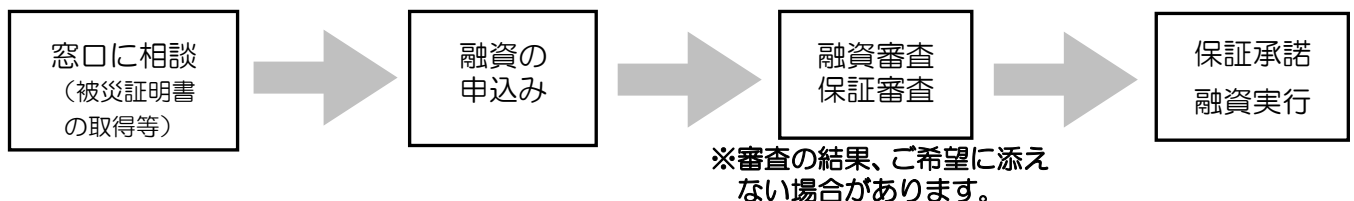
災 害 復 旧 資 金

災害により、直接的な被害を受け、又は売上の減少等の間接的な被害を受けた場合の復旧のために設備資金及び運転資金を必要とされる中小企業者等については、島根県中小企業制度融資要綱に基づく緊急融資「災害復旧資金」の利用が可能です。

制 度 名	災害復旧資金
対 象 者	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次の要件のいずれかに該当するもの (1) 災害により、直接被害を受けたもの (2) 災害により、売上の減少等の間接的な被害を受けたもの
融 資 限 度 額	設備資金 5,000万円 運転資金 3,000万円 (注) (注) 運転資金の融資実行可能額は、「融資限度額」、「棚卸資産の被害と事業用資産以外の被害（機械設備等の修繕費等を含む。）の合計額」及び「月商の1ヶ月分」のうち最も低い額です。
資 金 使 途	設備資金、運転資金
融 資 期 間	12年以内（据置期間2年以内を含む。）
返 済 方 法	元金均等分割返済
融 資 利 率	責任共有利率 年1.45%（固定） 責任共有外利率 年1.30%（固定）
信用保証料率	年0.40%～年1.70%※
担 保	原則として不要
連 帯 保 証 人	法人 取扱金融機関又は信用保証協会の決定によります 個人 原則として不要

※セーフティネット4号認定を受けている場合、信用保証料率は特例の利率が適用されます。

災害復旧資金ご利用の流れ



申し込み先

商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、商工会連合会、しまね産業振興財団

お問合せ先 島根県商工労働部中小企業課金融グループ

TEL0852-22-5882 ホームページアドレス <https://www.pref.shimane.lg.jp/keieishien/>